

(仮称) 南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務

## 仕様書

令和4年12月  
河内長野市

## 1. 業務概要

### (1) 業務名称

(仮称) 南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務

### (2) 履行期限

令和6年3月31日まで

### (3) 業務遂行方針

本業務は、「(仮称) 南花台中央公園整備事業基本計画書」(以下「基本計画書」という。)及び(仮称)南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務仕様書に掲げる公園、施設及びこれに付帯する周辺歩道及び市道の改修に関する基本設計・実施設計を行うものとする。なお、本業務には工事監理は含まれていない。

本業務の遂行にあたっては、河内長野市UR南花台団地跡地活用整備事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)の意見を集約するとともに、事業用地周辺の住民や施設の利用が想定される人々と協働して設計を進めていくものとする。

## 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要是次のとおりとする。

### (1) 施設名称

(仮称) 南花台中央公園

### (2) 敷地の場所

河内長野市南花台3丁目

### (3) 施設用途

公園、サッカースタジアム、トイレ棟、クラブハウス、観覧席

※本業務にて設計する公園は都市公園法に基づく近隣公園とする。

※本業務にて設計するサッカースタジアムは平成31年国土交通省告示第98号(以下「告示」という。)別添二第三号の運動施設とする。

### (4) 施設のコンセプト、整備方針

別紙1「公園整備におけるコンセプト及び整備方針」による

## 3. 設計与条件

### (1) 事業用地の概要

本事業予定地の以下とする。事業予定地の詳細については別紙2「現況平面図」を参照すること。

整備予定期積	約45,900m <sup>2</sup> Aゾーン:27,170m <sup>2</sup> Bゾーン:11,126m <sup>2</sup> A・Bゾーン周辺歩道および南花台1号線:約7,604m <sup>2</sup>
用途地域	第1種中高層住居専用地域 (用途地域を近隣商業地域に変更予定)
建蔽率/容積率	60% (都市公園法の建蔽率の基準2%+10%) / 200%
その他	宅地造成工事規制区域

### (2) 敷地状況

本事業用地はUR南花台団地跡地であり、現在既存の団地内建物等を解体工事中である。

団地解体後、一部の杭については残置予定である。(別紙3「残置杭位置図」参照)

なお、設計を行う上で干渉する杭については干渉する範囲(深さ)のみ撤去する方針とする。

### (3) 地盤状況

受託者と協議の上、施設建設箇所付近にてボーリング調査を実施することとする。

### (4) 周辺インフラの整備状況

別紙4「周辺インフラ図敷地内雨水処理図（解体後）」の通りとする。上水道について、Aゾーン敷地内北側に、既存の引き込み管75φが残置しており、本計画にて使用可能とする。

### (5) 施設整備の基本要件

本事業にて整備する施設整備の基本要件は、次のとおりである。また、各施設の構造、階数、規模については本業務にて決定するものとする。

※スタジアム及びクラブハウスは一般社団法人日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ1部）規約の基準を満たす仕様とする。また今後段階的に公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（WEリーグ）規約の基準に整備していくことを考慮した段階的な施工が可能な計画とすること。

#### 【Aゾーンの基本要件】

項目	基本要件
園路広場	広場：芝生 園路：土系舗装、樹脂系混合物塗装、透水性脱色アスファルト等、景観及び耐久性に配慮した舗装とする。
修景施設	地被類および中高木にて植栽を行う。
休養施設	ベンチ
遊戯施設	景観や地形等を活かし、遊びを生み出す空間を計画すること。計画の際には、周辺環境にじみのよい、素材、色、配置とし、地形等を考慮した滑り台や、アスレチック遊具、その他個別で利用できる遊具や景石等を適宜計画すること。
運動施設	メインスタンド：1000席を確保する。486席固定席（背あり椅子）、 514席R C段（又はP C段）座席番号設置。 その他スタンド：芝生席とする。 ピッチ：常緑天然芝、外周部はメンテナンス性を考慮し人工芝などで整備。 フィールド寸法縦長105m×横幅68mを標準 外周部は5m以上を確保。
便益施設	トイレ棟：約50m <sup>2</sup> 、70m <sup>2</sup> 各一か所設置。 駐車場：常設77台、試合時大型バス2台分の待機スペースを確保する。 駐輪場：約10台程度確保する。 ※駐車場・駐輪場の舗装は芝生、緑化等景観に配慮する。
管理施設	クラブハウス：約1000m <sup>2</sup> なでしこリーグとしての最低限の諸室を整備する。 その他、市民活動に寄与できるスペースを整備する。
その他施設	防球ネット：ピッチ面から6m以上、網目100m/m程度 スタジアム照明：なでしこ1部の規定に従い原則800lx以上を確保する。 放送設備：なでしこ1部の試合開催に必要な放送設備を設置する。

#### 【Bゾーンの基本要件】

項目	基本要件
園路広場	広場：約3000m <sup>2</sup> （50m以上の包含円を確保）の概ね平坦な広場を確保する。 芝生、土、ゴムチップ等計画に合わせて適宜設定する。 園路：土系舗装、樹脂系混合物塗装、透水性脱色アスファルト等、景観及び耐久性に配慮した舗装とする。
修景施設	地被類および中高木にて植栽を行う。

休養施設	ベンチ、四阿を適宜設置
遊戯施設	景観や地形等を活かし、遊びを生み出す空間を計画すること。計画の際には、周辺環境にajiのよい、素材、色、配置とし、地形等を考慮した滑り台や、アスレチック遊具、その他個別で利用できる遊具や景石等を適宜計画すること。
便益施設	トイレ棟：約 50 m <sup>2</sup> 一か所を確保する。 駐車場：常設 20 台 駐輪場：約 50 台確保する。 ※駐車場・駐輪場は芝生・緑化等景観に配慮する。
その他施設	民間利用想定場所：民間事業者利用のための計画スペースを確保する。 屋内スペース 150～200 m <sup>2</sup> 程度想定、その他公園とのつながりを考慮した屋外スペースを想定すること。

#### 【周辺歩道改修、南花台 1 号線改良】

項目	基本要件
周辺歩道	街路樹の撤去及び歩道舗装の再整備を行う。 南花台 1 号線の歩道については、A, B ゾーンの一部を活用し、歩道と一体的な空間を確保する。
南花台 1 号線	右折レーンを設置し、スタジアムへの出入りに配慮した道路計画とする。 道路計画に関する詳細協議は本業務内で行うものとする。

#### (6) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成 19 年 12 月 18 日付け国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号）による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	II類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

#### (7) 施設の構成

A ゾーン、B ゾーンの施設構成概要は次のとおりとする。なお、諸室構成については、最低限必要な諸室を示したものであり、クラブハウス、スタジアム利用者へのサービス水準の向上に資することや職員の働く場としての機能向上等に配慮し、配置及び構成を提案するものとする。

#### 【A ゾーンの施設構成概要】

クラブハウス整備内容	
運営本部	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
医務室、救護室	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
MCM 室 (マッチ・コーディネーション・ミーティング室)	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
マッチコミッショナー席・アセッサー席・記録席	・雨天時の利用は可能なものとすること。 ・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
ドーピングコントロール室	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
警察・消防司令兼控室	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
メディア用受付、メディア控室、記者室、記	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。

記者会見室、カメラマン (PHOTO、TV) 中継スタッフ控室	
VIP用受付、VIP席、VIPラウンジ、 VIP用トイレ	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
記者席	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
場内放送室 実況放送室	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
総合案内所	・他の部屋との兼用を想定し運営に支障がない方法で整備すること。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 60 m<sup>2</sup> (各室)、各 25 人想定 2 室設置</li> <li>・競技チーム分の更衣室・男女分かれていること</li> <li>・更衣室から使用できる、シャワー室 (温水)</li> <li>・冷暖房設備設置</li> <li>・各更衣室にドライヤー用コンセント各 15 カ所設置すること。</li> </ul>
審判更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置すること。</li> <li>・シャワー、トイレを整備すること。</li> </ul>
授乳室・託児施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共に利用できる仕様とすること。</li> <li>・椅子、おむつ替えベッド、流し台等、必要な設備を設置すること。</li> </ul>
飲食売店	・適宜設置すること。
グッズ売店	・適宜設置すること。
公園利用者用スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合開催時 : 屋内席利用を想定すること</li> <li>・試合開催時以外 : 公園利用者のための活動スペースとなることを想定すること</li> </ul>
設備ピット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火水槽、散水用受水槽用のピットの整備をすること。</li> <li>・上部に適宜ポンプ室、機械室の設置をすること。</li> </ul>
倉庫	・適宜配置すること
スタジアム関連屋外施設	・その他外構整備内容
観客席	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインスタンンドに 1000 席以上を確保すること。</li> <li>・486 席以上固定席(背あり椅子)、514 席以上RC段 (又はPC段)</li> <li>・座席番号設置。その他仕様については適宜検討すること。</li> </ul>
場内放送システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインスタンンドをカバーするスピーカーを設置すること。</li> <li>・スピーカーは防球ネットに設置する等、安価で、効率的な方法を検討すること。</li> </ul>
スタジアム照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照度は原則 800 lx 以上確保すること。</li> <li>・照明は防球ネットポールに設置する等、安価で効果的な方法を検討すること。</li> </ul>
ピッチサイズ	・縦長 105m × 横幅 68m とすること。
ピッチの外側周囲	・外周部 5m 以上を確保すること。
ピッチ状況ライン引き	・ライン幅は 12 cm のペイント式とすること。
ゴール	・白色かつ丸型 (直径 12 cm) 埋込式とする。
スコアボード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルスコアボード・時計を設置すること。</li> <li>※メンバー掲示板については試合時に運営にて対応する。</li> </ul>
掲揚ポール	・3 本設置すること。
入場券売機	・入場券売り場は臨時スペースを設置し対応するため、スペースを想定しておくこと。
メディア	・テレビ中継を行える設備を用意し、テレビカメラ設置スペースを整備すること

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物周辺部にテレビ中継車両の駐車スペースの整備をすること。</li> <li>・ケーブル敷設スペース、伝送用機材等設置スペースを設けること。</li> </ul>
トイレ棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な数を整備すること。</li> <li>・子ども連れ対応として、男女トイレにベビーシート、チャイルドチャアを整備すること</li> <li>・多目的トイレを整備すること。</li> </ul>
その他 外構整備内容	
駐車場、駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場：常設 77 台 駐輪場：常設 10 台</li> <li>・試合時に大型バス 2 台分の寄り付きスペースを確保すること。 ※駐車場・駐輪場は芝生・緑化等景観に配慮すること。</li> </ul>
園路、車路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土系舗装、樹脂系混合物塗装、透水性脱色アスファルト等、景観及び耐久性に配慮した舗装とすること。</li> <li>・メンテナンス車両の通行も考慮すること。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンカバーを中心に整備すること（芝、草等）</li> <li>・団地解体前の西側の住宅地の環境を引き継ぎ、よりよい景観となるよう植栽計画を行うこと。</li> </ul>
敷地内照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜演出性、景観、防犯性に配慮すること。</li> </ul>
防球ネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッチ面から 6m 以上、網目 100m/m 程度とする。</li> <li>・平常時の一般客の出入りを想定すること。</li> </ul>
グランド・コート備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカーゴール埋込式</li> <li>・10 人掛シート：2 基 4 人掛シート：2 基 4 人掛けシート(審判用)：1 基</li> <li>・その他グランドに必要な備品一式</li> </ul>

#### 【Bゾーンの施設構成概要】

公園整備内容	
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な数を整備すること。</li> <li>・子ども連れ対応として、男女トイレにベビーシート、チャイルドチャアを整備すること</li> <li>・多目的トイレ整備すること。</li> </ul>
駐車場 駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場：常設 20 台 駐輪場：50 台</li> <li>※駐車場・駐輪場は芝生・緑化等景観に配慮すること</li> </ul>
園路、車路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土系舗装、樹脂系混合物塗装、透水性脱色アスファルト等、景観及び耐久性に配慮した舗装とすること。</li> <li>・メンテナンス車両の通行も考慮すること。</li> </ul>
広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生広場とし、多目的に利用できるよう直径約 50m のスペースを確保すること。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木を中心に配置すること。</li> <li>・季節感のある樹木を選定すること。</li> <li>・公園の周辺については、周辺から内部の様子をうかがえるようにすること。</li> <li>・公園内からの景観、眺望に配慮すること。</li> </ul>
敷地内照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜、演出性、景観、防犯性に配慮した計画とすること。</li> </ul>
パーゴラ、日よけ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜配置すること。</li> </ul>
灌水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水ピット等本計画に必要な設備を整備すること。</li> <li>整備する際にはコスト面を考慮すること。</li> </ul>

#### (8) その他の条件

その他の設計与条件については基本計画書による。

#### 4. 設計業務の内容及び範囲

設計業務の内容及び範囲は、「平成31年国土交通省告示第98号別添一1 設計に関する標準業務」にて定められている「一 基本設計に関する標準業務 イ業務内容」「二 実施設計に関する標準業務 イ業務内容」及び、「標準業務に付随する追加的な業務」を行うものとし、以下の業務を本業務の業務範囲とする。なお、市担当者と充分な協議の上、業務内容を整理したうえで業務を開始するものとする。

##### (1) 一般業務の範囲

ア 基本設計における標準業務

対象施設に係る次の基本設計を行う。

- 建築（意匠）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備（給排水衛生設備、空気調和換気設備）
- 昇降機（必要な計画の場合）
- 外構、公園（造成、植栽、供給施設等）
- 周辺歩道改修、市道南花台1号線改良

項目	業務内容	
■設計条件等の整理	■条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	■設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、は駐車に説明を求め又は発注者と協議する。
■法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	■計画通知申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
■上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
■基本設計方針の策定	■総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。 検討の際には、事業用地周辺および施設の利用が想定される人々の意見を集約しつつ、協働して業務を進める方針とする。
	■基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
■基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
■概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
■基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

## イ 実施設計に関する標準業務

対象施設に係る次の実施設計を行う。

- 建築（意匠）
- 建築（構造）
- 電気設備
- 機械設備（給排水衛生設備、空気調和換気設備）
- 昇降機（必要な計画の場合）
- 外構、公園（造成、植栽、供給施設等）
- 周辺歩道改修、市道南花台1号線改良

項目	業務内容	
■要求等の確認	■発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	■設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
■法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	■計画通知申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
■実施設計方針の策定	■総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造、設備その他必要事項の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	■実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。 基本事項確定の際には、事業用地周辺および施設の利用が想定される人々の意見を集約しつつ、協働して業務を進める方針とする。
	■実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。
■実施設計図書の作成	■実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	■計画通知申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。
■概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
■実施設計内容の発注者への説明等		実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

## (2) 標準業務に付随する追加的な業務

標準業務に付随する追加的な業務については次のとおりとする。

適用

建築積算業務 (積算業務とは、積算数量調書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収 見積検討資料の作成をいう。以下同じ)	<input type="radio"/>
電気設備積算業務	<input type="radio"/>
機械設備積算業務（給排水衛生設備、空気調和換気設備）	<input type="radio"/>
昇降機設備積算業務（必要な計画の場合）	<input type="radio"/>
建築基準法第18条第2項に基づく計画手続き業務（履行期間内に確認済 証を受けること。申請手数料については委託業務費に含むものとする。）	<input type="radio"/>
省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	<input type="radio"/>
透視図作成	<input type="radio"/>
模型製作	<input type="radio"/>
概略工事工程表の作成	<input type="radio"/>
土質ボーリング調査（提案計画に応じて必要分見込むこと）	<input type="radio"/>
打合せ及び記録簿の作成業務	<input type="radio"/>
推進委員会運営支援	<input type="radio"/>
住民意見集約業務（ワークショップ・設計プロセスでの住民との協働による 設計を進めるために必要な業務等）	<input type="radio"/>
議会・住民説明用資料等の作成	<input type="radio"/>
本施設整備に伴う各種申請等の業務（手数料含む）	<input type="radio"/>
その他、業務を実施するうえで必要な関連業務	<input type="radio"/>

## 5. 業務の実施

### (1) 一般事項

- ア 基本設計業務は提示された設計与条件及び適用基準等に基づき行う。
- イ 実施設計業務は提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ウ 積算業務は、市担当者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

### (2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市担当者に提出すること。

- ア 業務着手時
- イ 市担当者又は、管理技術者が必要と認めたとき

### (3) 適用基準等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令、条例、基準等（以下「関係法令等」という。）は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。また、ここに示されていない関係法令等であっても、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令等について遵守すること。

#### ア 法令

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 民法（明治29年法律第89号）
- ・ 興行場法（昭和23年法律第137号）
- ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・ 都市緑化法（昭和48年法律第72号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）

- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
  - ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
  - ・ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
  - ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
  - ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
  - ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
  - ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
  - ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
  - ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
  - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
  - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
  - ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
  - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
  - ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
  - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
  - ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
  - ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
  - ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
  - ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
  - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
  - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
  - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
  - ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
  - ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
  - ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
  - ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
  - ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
  - ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
  - ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
  - ・ 特定特殊自動車排出ガス規制法（平成 17 年法律第 51 号）
  - ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
  - ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
  - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
  - ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
  - ・ スポーツ基本法（旧スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号））
  - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
  - ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 124 号）
  - ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
  - ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備などの促進に関する条例（平成 11 年法律第 107 号）
  - ・ 電波法（昭和 25 年法律第 31 号）
  - ・ 石綿障害予防規則（平成 17 年構成労働省令第 21 号）
  - ・ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
  - ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する条例（平成 13 年政令第 176 号）
  - ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）
  - ・ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
  - ・ 著作権法（明治 32 年法律第 39 号）
  - ・ その他関係法令等
- イ　条例等
- ・ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年大阪府条例第 4 号）
  - ・ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）

- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）
- ・大阪府建築物の敷地等における緑化を促進する制度（平成18年）
- ・大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）
- ・大阪府エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則
- ・大阪府安全なまちづくり条例（平成14年大阪府条例第1号）
- ・大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）
- ・大阪府屋外広告物条例
- ・大阪府土壤汚染対策法
- ・大阪府循環型社会形成推進条例
- ・興行場等に係る技術指針
- ・河内長野市公園施設設置基準
- ・河内長野市公園設置基準
- ・河内長野市水道事業給水条例
- ・河内長野市より良い環境をつくる条例
- ・河内長野市都市公園条例
- ・河内長野市きれいなまちづくり条例
- ・河内長野市開発事業の手続き等に関する条例
- ・河内長野市景観条例
- ・河内長野市火災予防条例
- ・河内長野市環境保全条例
- ・河内長野市自転車等の放置防止に関する条例
- ・河内長野市市道の構造の技術的基準を定める条例
- ・河内長野市情報公開条例
- ・河内長野市廃棄物減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・河内長野市下水道条例
- ・河内長野市環境基本条例
- ・河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- ・河内長野市河内長野市電気工作物保安規程
- ・その他関係する河内長野市各種条例

ウ 各種基準等

- ① 調査、設計及び施工関連基準
  - ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
  - ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
  - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
  - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - ・官庁施設の環境保全性基準
  - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
  - ・官庁施設の防犯に関する基準
  - ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
  - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・建築物の構造関係技術基準解説書
  - ・敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・建築工事設計図書作成基準
  - ・建築設備計画基準及び同要領
  - ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・建築設備工事設計図書作成基準
  - ・官庁施設の設計業務等積算基準
  - ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
  - ・公共建築工事積算基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・公共建築工事共通費積算基準
  - ・公共建築工事標準単価積算基準
  - ・公共建築数量積算基準
  - ・公共建築設備数量積算基準
  - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
  - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）
  - ・建築工事監理業務委託共通仕様書
  - ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ② 施工関連資料
- ・建設工事安全施工技術指針
  - ・建築設備耐震設計・施工指針
  - ・安全・安心ガラス設計施工指針増補版
- ③ 保全関連基準
- ・建築保全業務共通仕様書
  - ・建築保全業務積算基準
- ④ 建設リサイクル法関連資料
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について
  - ・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について
  - ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ⑤ その他の各種の規準、指針等
- ・建築工事標準仕様書／同解説
  - ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
  - ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
  - ・建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編
  - ・建設副産物適正処理推進要綱
  - ・建設リサイクルガイドライン
  - ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
  - ・公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画
  - ・日本産業規格（JIS）
  - ・電気設備に関する技術基準を定める省令
  - ・社団法人日本電機工業会標準規格（JEM）
  - ・天井等の非構造材の落下事故防止ガイドライン
  - ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  - ・擁壁設計標準図
  - ・室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について
  - ・駐車場設計・施工指針同解説
  - ・その他関連する基準及び指針等

## 6. 成果品

本業務における成果品については、「平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 1 設計に関する標準業務」にて定められている「一 基本設計に関する標準業務 口成果図書」「二 実施設計に関する標準業務 口成果図書」及び、「標準業務に付随する追加的な業務」により作成した申請書等とする。なお、市担当者との充分な協議の上、提出するものとする。

### (1) 基本設計

	設計の種類	成果物
一般業務	■建築（意匠）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■計画説明書</li> <li>■仕様概要書</li> <li>■仕上概要表</li> <li>■面積表及び求積図</li> <li>■敷地案内図</li> <li>■配置図</li> <li>■平面図（各階）</li> <li>■断面図</li> <li>■立面図</li> <li>■工事費概算書</li> </ul>
	■建築（構造）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■構造計画説明書</li> <li>■構造設計概要書</li> <li>■工事費概算書</li> </ul>
	■電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電気設備計画説明書</li> <li>■電気設備設計概要書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種技術資料</li> </ul>
	■給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■給排水衛生設備計画説明書</li> <li>■給排水衛生設備設計概要書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種技術資料</li> </ul>
	■空気調和換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■空調換気設備計画説明書</li> <li>■空調換気設備設計概要書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種技術資料</li> </ul>
	■昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>■昇降機等計画説明書</li> <li>■昇降機等設計概要書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種技術資料</li> </ul>
	■外構、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本設計図</li> <li>■基本設計説明書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種技術資料</li> </ul>
	■周辺歩道改修 市道南花台 1 号線改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基本設計図（道路予備設計）</li> </ul>
追加的な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■模型</li> <li>■透視図</li> <li>■打ち合わせ記録簿</li> <li>■その他業務内で作成した資料</li> </ul>	

## (2) 実施設計

設計の種類	成果物
一般業務	■建築（意匠） <ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物概要書</li> <li>■仕様書</li> <li>■仕上表</li> <li>■面積表及び求積図</li> <li>■敷地案内図</li> <li>■配置図</li> <li>■平面図（各階）</li> <li>■断面図</li> <li>■立面図（各階）</li> <li>■矩計図</li> <li>■展開図</li> <li>■天井伏図（各階）</li> <li>■平面詳細図</li> <li>■部分詳細図</li> <li>■建具表</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種計算書</li> <li>■その他確認申請に必要な図書</li> </ul>
	■建築（構造） <ul style="list-style-type: none"> <li>■仕様書</li> <li>■構造基準図</li> <li>■伏図（各階）</li> <li>■軸組図</li> <li>■部材断面表</li> <li>■部材詳細図</li> <li>■構造計算書</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■その他確認申請に必要な図書</li> </ul>
	■電気設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>■仕様書</li> <li>■敷地案内図</li> <li>■配置図</li> <li>■受変電設備図</li> <li>■非常電源設備図</li> <li>■幹線系統図</li> <li>■電灯、コンセント設備平面図（各階）</li> <li>■動力設備平面図（各階）</li> <li>■通信・情報設備系統図</li> <li>■通信・情報設備平面図（各階）</li> <li>■火災報知等設備系統図</li> <li>■火災報知等設備平面図（各階）</li> <li>■屋外設備図</li> <li>■工事費概算書</li> <li>■各種計算書</li> <li>■その他確認申請に必要な図書</li> </ul>
	■給排水衛生設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>■仕様書</li> <li>■敷地案内図</li> <li>■配置図</li> <li>■給排水衛生設備配管系統図</li> <li>■給排水衛生設備配管平面図（各階）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消火設備系統図</li> <li>■ 消火設備平面図（各階）</li> <li>■ 排水処理設備図</li> <li>■ その他設置設備設計図</li> <li>■ 部分詳細図</li> <li>■ 屋外設備図</li> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 各種計算書</li> <li>■ その他確認申請に必要な図書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 空調換気設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 仕様書</li> <li>■ 敷地案内図</li> <li>■ 配置図</li> <li>■ 空調設備系統図</li> <li>■ 空調設備平面図（各階）</li> <li>■ 換気設備系統図</li> <li>■ 換気設備平面図（各階）</li> <li>■ その他設置設備設計図</li> <li>■ 部分詳細図</li> <li>■ 屋外設備図</li> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 各種計算書</li> <li>■ その他確認申請に必要な図書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 昇降機等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 仕様書</li> <li>■ 敷地案内図</li> <li>■ 配置図</li> <li>■ 昇降機等平面図</li> <li>■ 昇降機等断面図</li> <li>■ 部分詳細図</li> <li>■ 工事費概算書</li> <li>■ 各種計算書</li> <li>■ その他確認申請に必要な図書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外構、公園</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 仕様書</li> <li>■ 平面図（造成、撤去、舗装、植栽、雨水、汚水、屋外照明、給水、情報、放送等）</li> <li>■ 縦断、横断図（造成、道路、雨水、汚水）</li> <li>■ 詳細図</li> <li>■ 色彩計画書</li> <li>■ 公園全体設計図</li> <li>■ 工事費概算書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺歩道改修 市道南花台1号線改良</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実施設計図（道路詳細図（A））</li> </ul>
追加的な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 積算数量算出</li> <li>■ 単価作成資料</li> <li>■ 見積検討資料（見積微収）</li> <li>■ 計画通知申請書</li> <li>■ 省エネルギー関係計算書</li> <li>■ 透視図</li> <li>■ 概略工事工程表</li> <li>■ 土質ボーリング調査結果</li> <li>■ 打ち合わせ記録簿</li> </ul>

	■その他業務内で作成した資料	
--	----------------	--

## 7. 提出部数等

### (1) 基本設計

成果物の名称		規格	部数	摘要
■計画説明書	■A3 判製本	3 部		電子データ含む
■設計概要書 等	■A3 判二つ折り製本	3 部		
■設計図面	■配置図 ■平面図 (各階) ■断面図 ■立面図 ■その他作成した図面	■原図 ■陽画焼き	一式 3 部	CAD データ含む A2 判又は A3 判
■その他	■透視図 ■模型	■外観 A3 程度 ■スタディ模型程度		3 カット程度 詳細は作成前に相談のこと 詳細は作成前に相談のこと

注) CAD データの保存形式及びレイアウト構成等については、業務着手時に市担当者と協議すること。

### (2) 実施設計

成果物の名称		規格	部数	摘要
設計図書(共通)	■設計原図	つや消し A1	1 部	工事名記入、図面ファイル
	■縮小第 2 原図	つや消し A3 判	1 部	アクリルケース付
	■陽画焼製本	A1 判	3 部	
	■〃	縮小版 (A3 判二つ折り)	3 部	
	■〃 バラ		3 部	工事発注単位毎
	■〃 A4 折り	ファイルとじ	3 部	工事発注単位毎
	■設計図 CAD データ		一式	保全用
計算書等	■設計図 PDF データ	400dpi 程度 420×297mm(A3 サイズ)以上	一式	保全用 (検印押してあるもの)
	■各種計算書		3 部	
積算関係資料	■工事費予定価格内訳書		※部	工事発注単位毎 作成前に要協議
	■EXCEL データファイル		一式	
	■数量計算書		2 部	
	■見積書及び検討資料		2 部	3 者以上徴収
	■見積価格一覧表		2 部	
	■採用単価・カタログ等写し		2 部	
その他	■計画通知申請書		一式	
	■省エネルギー関係計算書		一式	
	■透視図	■外観 A3 判程度	3 面	

■概略工事工程表		1部	
■土質ボーリング調査結果		一式	
■打ち合わせ記録簿		1部	
■その他業務内で作成した資料		一式	

- 注) 1. 積算資料のファイルは、インデックス等により見開きしやすいようにすること。  
 2. CADデータの保存形式及びレイ構成等については、業務着手時に市担当者と協議すること。  
 3. 設計図書は白コピーでも可とする。

### (3) その他の成果物

- 入札・契約用図面（バラ又はPDFデータ）  
※規格、数量については市担当者の指示による。

### (4) 図面の材質等

- ア 設計原図の材質 ■トレーシングペーパー
- イ 設計原図の大きさ ■A1判
- ウ 原図の様式は市担当者の指示による。
- エ 特記仕様書については、発注者の支給品とする。

## 8. 留意事項

- ア 本市が所有する関連データは、本市が妥当とする範囲内で、受託者に無償で貸与する。なお、業務完了後は速やかに返却すること。
- イ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ウ 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。このほか、本業務に関して知り得た情報（個人情報を含む。）の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- エ 受注者は、適宜、本市と打ち合わせ・協議を行い、その内容を業務や成果品に反映させること。
- オ 打ち合わせ・協議資料等、一部の検討資料については、本市と受託者との協議を経たうえで履行期限前に提出を求めることがある。
- カ 本業務において作成する資料等については、公平及び中立な内容であり、公の秩序又は善良な風俗に反しないこと。
- キ 事業に関する問い合わせ等に対しては、本市と連携し、適切な対応をすること。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するとともに、本市に報告すること。
- ク 本業務の履行過程で作成された記録等を含む成果を、他の法人・他団体・個人へ提供しようとする場合は、その都度、本市と協議すること。
- ケ 業務の遂行に当たっては、本市と緊密な連絡・調整を図るとともに、本仕様書に疑義が生じた事項及び、本仕様書に記載のない細部について業務遂行上必要と認められるものには、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。

以上

## 公園整備におけるコンセプト及び整備方針

### (1) 南花台の生い立ち、近年の変化、未来

前章までの内容を踏まえ本公園を整備するにあたってのコンセプト及び整備方針を整理する。

#### 南花台の生い立ち

昭和 57 年にまちびらきし、多くの子育て世代が、高台の丘に位置するこの南花台に、きれいな空気、大きな青空、心地よく吹き抜ける風、目に飛び込む壮大な自然、そして子どもたちが走り回る活気を求めて移り住んできました。多くの子どもたちは、進学、就職、結婚を機にこの地を離れてしましましたが、親世代は 40 年という歳月を重ねるなかで、このまちらしいコミュニティを育み、助け合いながらまちの活力を維持し、今日では新たに次世代の暮らしが生まれています。

#### これまでの変化

- 地域のスーパーコノミヤ  
の空き店舗が「コノミヤ  
テラス」に！
- 南花台西小学校跡地が  
「錦秀会看護専門学校」に！

#### 南花台での近年の変化

- 南花台小学校と南花台  
中学校が「小中一貫教  
育推進校」に！
- エリアの公園が  
「新たな公園」に！
- UR 南花台団地集約跡地が  
「サッカースタジアムを含む  
(仮称) 南花台中央公園」に！
- エリア内に点在する公園の  
一部が「新たな都市機能」に！

#### これから変化

#### 南花台の未来

まち開き当時に入居した住民が求めた豊かな住環境は、今も変わらず南花台での生活の気持ちよさを支えています。これから南花台は、このような環境を一層大切にしながら、時代のニーズに応じた、誰もが主体的に使いこなせる新たな居場所をつくり、日常生活の楽しさや安心感を高め、次代を担う子どもたちが走り回り、それを地域のみんなが微笑ましく眺め支えている、そんな活気と幸福感のあるまちを創造します。そのためにも、地域の住民を中心に地域にかかわる者みんなでまちをつくり、守り育て、魅力を増やしていく、そんな誰もが協働できるまちづくりを進めます。

## (2) コンセプト・整備方針

南花台の未来を切り開くために下記の3つのコンセプト・整備方針に基づき公園整備を進めます。

## コンセプト・整備方針

1

南花台に暮らし続ける世代だけでなく、あらたな子育て世代にとっても、暮らしたくなる、暮らし続けたくなる、**生活の質を高め暮らしを支える公園づくり**

- ・地域で子どもを育てる、子どもが育つ環境を支える公園。
- ・憩い・遊び・地域活動（防災活動含む）健康づくり・スポーツなどを通じ、日常的にコミュニティを育むことができる公園。
- ・園児・児童・生徒・学生、社会人、高齢者等の世代を超えた利用が自然に生まれる公園。
- ・すべてのエリアで日常的利用が生まれる公園。
- ・あらたな交流や地域への経済循環を高めることにつながる来訪者がいる公園。
- ・障がい者目線を取り入れた利用する人にやさしいインクルーシブな公園。
- ・ジェンダー視点を取り入れた誰もが気持ちよく訪れることができる公園。

2

南花台の豊かな住環境をさらに強く感じられる、  
**まちの価値を格段に高める美しい公園づくり**

- ・南花台の豊かな住環境の魅力をさらに心地よく感じることができる公園。
- ・周辺住宅地及び歩行者動線と適度な連続感があり、不要な死角がなく、安心して利用できる公園。
- ・都市的な目線での交通・歩行者動線のあり方が最大限考慮された公園。
- ・南花台1号線により分かれている2つのエリアの一体感を創出する歩行空間・都市空間を持つ公園。
- ・まちの魅力や価値を高める景観資産となる美しい公園。

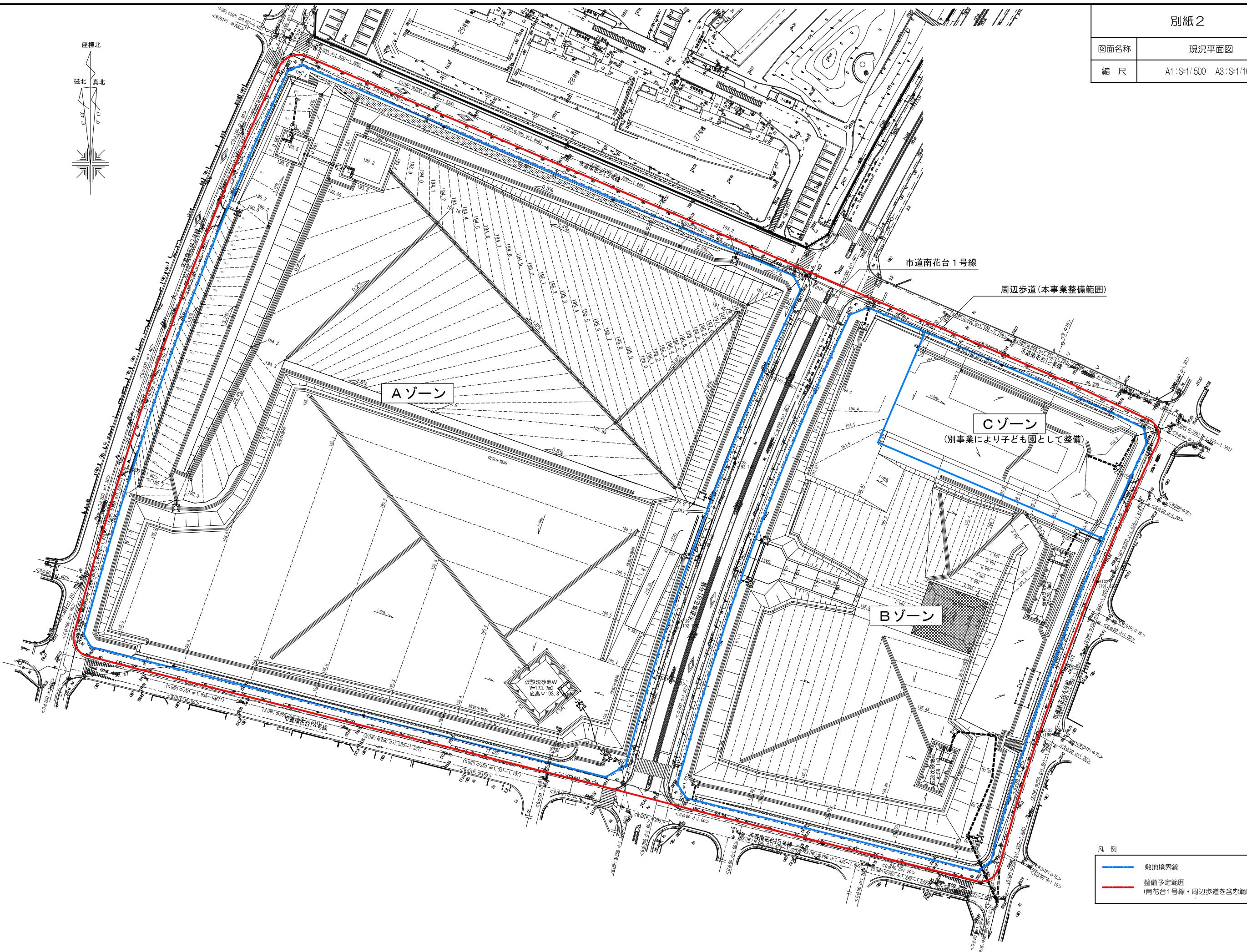
3

計画から運営までの整備プロセスに、地域の誰もが関わることができ、  
**一緒にあって育てて行ける仕組みを持つ、愛着を持ち続けられる公園づくり**

- ・地域の住民が整備プロセスに関わることを通じて愛着が生まれる公園。
- ・完成後の公園マネジメントに住民が参画する仕組みを構築し、地域住民が関わり続け、守り育てていくことのできる公園。
- ・「スペランツア大阪」をわがまちのチームとして身近に感じ、地域が一体となって盛り上げる公園。
- ・すべてのエリアにおいて日常的な利用が生まれる運営の仕組みを持つ公園。

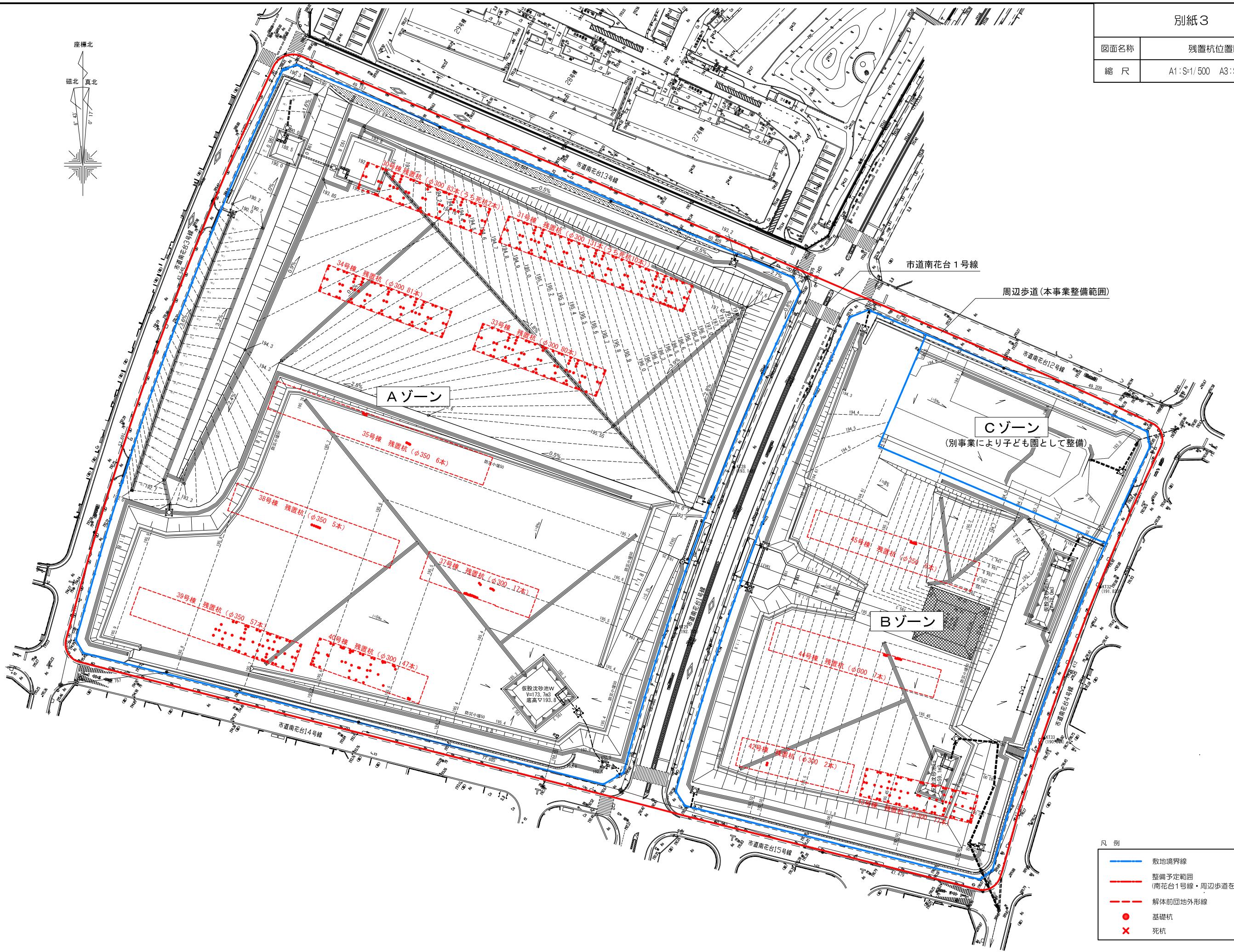
別紙2

図面名称	現況平面図
縮 尺	A1 : S=1/500 A3 : S=1/1000



## 別紙3

図面名称	残置杭位置図
縮尺	A1:S1/500 A3:S1/1000



別紙4

図面名称	周辺インフラ図 敷地内雨水処理図(解体後)
縮 尺	A1:S=1/500 A3:S=1/1000

